

鳥取県告示第 398 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 八頭町	平成 20 年 7 月 1 日（火）	午後 1 時から 午後 3 時まで	八頭郡八頭町宮谷 80 郡家公民館
〃	平成 20 年 7 月 3 日（木）	〃	八頭郡八頭町船岡 539 船岡公民館
〃	平成 20 年 7 月 4 日（金）	〃	八頭郡八頭町徳丸 625 八東フルーツ総合センター
八頭郡 智頭町	平成 20 年 7 月 7 日（月）	〃	八頭郡智頭町大字智頭 2076-2 智頭町総合センター
八頭郡 若桜町	平成 20 年 7 月 8 日（火）	〃	八頭郡若桜町大字若桜 757 若桜町公民館
八頭郡	平成 20 年 7 月 15 日（火）	〃	鳥取市若葉台南七丁目 7 鳥取県計量センター
〃	平成 20 年 8 月 1 日（金）から 同月 29 日（金） までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課